

# 島根県報

第一、三九九号

平成十四年九月三日

(火曜日)

## 規則

### 目次

- 島根県漁業調整規則の一部を改正する規則 (漁業管理課) 一
- 島根県中小企業労働者生活安定資金貸付規則を廃止する規則 (労働政策課) 二

## 告示

- 字の区域の変更及び字の区域の廃止 (地方課) 二
- 土地改良事業計画書の縦覧 (農村整備課) 三
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農林整備課) 四
- 解除予定保安林 (森林整備課) 四
- 保安林の指定の解除 (道路整備課) 五
- 道路の供用開始 (道路整備課) 五

## 公告

- 平成十四年度島根県水産業改良普及員資格試験の合格者 (水産振興課) 五
- 都市計画の変更案の縦覧 (都市計画課) 五

## 選管告示

- 地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数 (六) 六

### 公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第八二号)

一 規則の概要

規定を整備することとした。(第四十四項関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県中小企業労働者生活安定資金貸付規則を廃止する規則(規則第八三号)

一 規則の概要

島根県中小企業労働者生活安定資金貸付規則は、廃止することとした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

### 島根県規則第八十二号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県漁業調整規則(昭和四十年島根県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項の表漁業種類の欄中「(承認漁業等の取締りに関する省令(平成六年農林水産省令第五十四号)別表第二第一種いか釣り漁業の項の二)」を「(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)別表第二いか釣り漁業の項の一)」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。



四の一の一部、四四九〇の一の一部、四五〇四の一部

六 斐川町大字福富に編入する区域

大字	字	地番
----	---	----

二五二の一の一部、二五四の二の一部、二六四の二、二六四の三、二六五の三、二六五の四、二六五の五、二六五の六、二六六の二、二六六の三、二六六の二、二六七の三、二六八の二、二六八の三、二六九の二、二六九の三、二七〇の二、二七〇の三、二七一の二、二七一の三、二七二の一の一部、二七二の三、二七二の四、二七五の二、二七五の三、二七六の二、二七六の三、二七七の二、二七七の三、二七八の四、二七八の五、二七九の一、二七九の二、二七九の三、二八〇の一の一部、二八〇の二、二八〇の三、二八〇の四、二八一の一の一部、二八一の二、二八一の三、五三三の一の一部、五四一の二の一部、五五七の二、五七〇の三、五七一の二、五七二の二、五七三の二、五七四の二、五七七の二の一部、五七八の一の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部

七 斐川町大字直江町に編入する区域

大字	字	地番
----	---	----

一の一部、二の一部、四九の一部、五〇の一部、五一、五二、五三、五四、五五、五六の一、五六の二、五七の一、五七の二、五七の三、五八の一、五八の二、五九、六〇、六一、六二、六四、六五の一部、六七、六八、六九、二三六の二の一部、三二九の二の一部、三六〇の二の一部、六九八の二の一部、一七二三の二の一部、一七三三の一部、一七三三、一七三三、一七三四、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八の一の一部、一七四八の一の一部、一七四九、一七五〇、一七五一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六の一部、一七七〇の二の一部

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部

福富	地番
----	----

二の二〇の一部、二の二一、二の二三の一部  
一の三、六四の五、六四の六、六四の七、六五の一、六五の三、一四一の三、一四一の五、一四二の四、一四二の六、

美南	地番
----	----

八 斐川町大字原鹿に編入する区域

大字	字	地番
----	---	----

二の二の一部  
三四六の四の一部

九 斐川町大字今在家に編入する区域

大字	字	地番
----	---	----

九五の二、九五の三、二八〇の三、二八〇の四、二九二の二、二九三の二、二九六の二、二九七の二、三〇〇の二の一部、三八一の二の一部、三八四の四、三八五の二、三九四の二、一〇八〇の二、一〇八〇の三、一〇八六、一〇八七の一、一〇八七の二、一〇八八の二、一〇八八の三、一〇八九の二の一部、一〇九〇の二の一部、一三九の二の一部、一四一の二、一四一の四、一四二の二、一四二の四、一四三の二、一四三の三、一四五の二の一部、一七七の三の一部、一八五の二の一部、一八八の二、一八八の三、一四四四の二の一部

(但し右の地番は平成十三年五月現在のものである。)

島根県告示第七百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	八束郡八雲村土地改良区	事業名	恩部地区農道事業 (かんばる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業) 岩坂地区農道舗装事業 (かんばる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業)
縦覧に供する書類の名称	土地改良事業計画書の写し	縦覧の期間	告示の日から二十一日間
縦覧の場所	八雲村役場		

島根県告示第七百九十四号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

事業名	南北地区用排水施設事業(県営水田営農活性化排水対策特別事業)	完了年月日	平成十一年二月十五日
事業名	南北地区(第一工区)区画整理事業(県営高生産性大区画は場整備事業)	完了年月日	平成十三年六月二十九日
事業名	南北地区(第二工区)区画整理事業(県営高生産性大区画は場整備事業)	完了年月日	平成十三年六月二十九日
事業名	南北地区(第三工区)区画整理事業(県営高生産性大区画は場整備事業)	完了年月日	平成十三年六月二十九日

島根県告示第七百九十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所  
邑智郡大和村大字上野七七九の三から七七九の六まで、七八〇の二、七八〇の三
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第七百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
大田市三瓶町多根字天井原一・二の一・二
- 二 保安林として指定された目的  
火災の防備
- 三 解除の理由  
国立公園事業用地とするため

島根県告示第七百九十七号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄す

る土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	松江木次線	松江市乃木福富町字半ノ田二六七番二地先から同町字堂免二六五番一地先まで	三七・〇〇メートル	平成十四年十月一日	松江土木建築事務所	
〃	〃	松江市乃木福富町字大水口三〇七番一地先から同町字七日田二七四番三地先まで	二七六・〇〇	平成十四年九月三日	〃	
〃	宍道湖公園線	松江市寺町一九八番一地先から同地番先まで	五二・〇〇	〃	〃	
〃	玉湯吾妻山線	仁多郡仁多町大字三成五四〇番地先から同大字五二四番一地先まで	一一四・六〇	〃	仁多土木事務所	

公 告

平成十四年度島根県水産業改良普及員資格試験の合格者は次のとおりである。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

網田 朋大 細田 昇 上ノ蘭雅子  
嶋田 陽一 齊藤憲次郎

生田奈都子 伊藤 行政

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

出雲都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

出雲市今市町、今市町南本町、上塩治町、塩治町、塩治神前五丁目、塩治原町二丁目及び塩治原町二丁目

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び出雲市役所

四 縦覧期間

平成十四年九月三日から平成十四年九月十七日まで

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

### 選挙管理委員会告示

#### 島根県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十四年九月三日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
一二、一三六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）  
一六七、七九八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）  
六、七一九

八束第一選挙区 五、二九六

八束第二選挙区 四、二五〇

八束第三選挙区 四、〇二〇

能義選挙区 四、五七六

仁多選挙区 八、六〇三

大原選挙区 五、八六〇

飯石選挙区 七、一九九

簸川第一選挙区

簸川第二選挙区 三、九四八

簸川第三選挙区 四、四七三

邇摩選挙区 二、五二三

邑智選挙区 八、〇六〇

那賀選挙区 五、〇九九

鹿足選挙区 五、〇〇九

隠岐選挙区 六、八六〇

松江選挙区 三八、三〇二

浜田選挙区 一二、二九三

出雲選挙区 二二、六二〇

益田・美濃選挙区 一四、五三九

大田選挙区 九、二一五

安来選挙区 八、一七五

江津選挙区 六、七七三

平田選挙区 七、八五八

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）  
一六七、七九八